

セイヨウオオマルハナバチの飼養等の取扱細目の細部解釈

セイヨウオオマルハナバチの飼養等の具体的な基準や取扱いの方法（取扱細目）は、環境大臣告示「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」（平成18年8月22日環境省告示第123号改正）で定められている。ここでは、基準のうち、セイヨウオオマルハナバチの農業利用に関連する部分を抜粋し、その具体的解釈について説明する。

以下、太字部分が告示の抜粋、その下の「→」以下が細部解釈となっている。

○ハウスの場合

→施設栽培において巣箱を設置するハウスは、取扱細目における「おり型施設等」に該当するため、その基準を満たさなければならない。

（おり型施設等）

「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。

→不動産（地面）に固定されている一般的なハウスは適合する。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

→マルハナバチの体力及び習性からみて一般的なハウスは十分堅牢であり、振動、転倒により容易に破損するものではなく、適合する。ビニール等の素材は、容易に破れが生じないものである等、ある程度の強度は必要であり、地域の気候特性や立地条件にもよるが、通常は営農場の観点から一定の配慮がなされているものであり、適合する。

ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。

→展張するネットの目の周囲を16mm以下（例えば4mm×4mm）とする必要がある。目の1辺は4mm以下で、熱融着タイプやラッセル織など、目ずれが生じて網の目が拡大しないものが強く推奨される。なお、ネットは出入口、天窓、側窓等マルハナバチが容易に逸出しうる全ての開口部に展張することが必要である。ただし、ハウス内に蚊帳釣型のネットを張る場合などは、必ずしも個々の開口部に網を張らずに基準に適合させることも可能である。

ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

→ハウスへの出入口の戸の内側又は外側にネットが適切に展張してあれば通常は適合する。

出入口に戸がない場合・出入口が定まっていない場合は、出入りに用いる場所のみ網を二重にする等の対応が必要。いずれの場合も人の出入りの際にマルハナバチが逸出することのないような配慮が必要。

ホ ~~この出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること~~

- (セイヨウオオマルハナバチにはこの基準は適用されない)
- へ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - 給排水施設が設置されており、設備を通じてマルハナバチが逸出可能な構造の場合に限り、ネットの展張等の措置が必要。
- ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
 - 申請者である農家が正当な権利に基づきハウスを所有又は借用していれば適合。

○巣箱の場合

→巣箱は、流通や保管等の課程においては、取扱細目における「移動用施設」に該当するため、その基準を満たさなければならない。

(移動用施設)

「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - マルハナバチの体力及び習性からみて一般的な巣箱は十分堅牢であり、振動、転倒、落下等によって容易に損壊するものではないと考えられるが、仮に破損した場合は、そのまま運搬等を継続することはできない。
- ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - 通常の巣箱は適合する。
- ~~ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。~~
 - (セイヨウオオマルハナバチにはこの基準は適用されない)
- ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。
 - 通常巣箱のスリットは特定外来生物が逸出できない大きさであり、適合する。
- ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあつては、この限りでない。
 - 未開封の状態で巣箱自体が内箱と外箱により二重構造が確保されているものであれば、そのまま運搬しても問題ないが、開封後など二重構造が損なわれている巣箱においては、外箱の開口部をテープ等でふさぐか、巣箱を別のネットや箱、密閉された車内などいずれかの二次囲いに収納された状態で運搬すること。

飼養等の方法

- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、移動用施設（移動用施設の要件ハを満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（水槽型施設等の要件ニを満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

→ネット展張を行っているハウス等は、おり型施設等の一種である網室型の施設に該当する。また、運搬時・保管時における巣箱は、移動用施設に該当する。

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をする場合にあっては、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 特定外来生物の種類

(2) 一年間に飼養等をした個体に係る巣箱の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号
→許可の際に付される条件に応じて巣箱を購入、処分した日付、巣箱の数、相手方等を記録し、年に一回報告する等の処置が必要となる。

ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

→許可後又は飼養等の開始後にハウス前に許可証のコピーを掲出する等の措置別置を講じ、届出を行うことが必要となる。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会の下、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

→全種共通の基準。移動用施設として基準に沿って巣箱の取扱いを行っている場合等は、特にこのただし書きに該当するケースはない。

(2) 飼養等をしている個体を飼養等をする必要がなくなった場合は、個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。

→働きが悪くなったこと等により、授粉用として不要となったハチについては、死亡するまでハウス内で巣箱ごと袋に入れるなど、確実な方法で殺処分をすることが必要。